

改 正 後	改 正 前
埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例	埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次	目次
第一章・第二章 (略)	第一章・第二章 (略)
第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 (第三条 — <u>第十六条</u>)	第三章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準 (第三条 — <u>第十五条</u>)
第一条～第六条 (略)	第一条～第六条 (略)
<u>(虐待等の禁止)</u>	(新設)
<u>第七条 幼保連携型認定こども園の虐待等の禁止に係る基準は、省令第三条の二に規定する基準の例によることとする。</u>	
<u>第八条～第十六条</u> (略)	<u>第七条～第十五条</u> (略)